

責任共有制度とは

平成19年9月までは、信用保証協会保証付き融資については、原則として融資金額の100%を信用保証協会が保証していました。しかし、平成19年10月の「責任共有制度」の導入により、金融機関が20%相当の責任を共有することとなりました。

「責任共有制度」とは信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さまを支援することを目指すものです。

具体的な事例で説明すると、ある中小企業者が保証付き融資を1,000万円借入し、返済不能となった場合、以前は残額1,000万円を全て信用保証協会が金融機関に対し立て替え払い（代位弁済）をしていましたが、「責任共有制度」の導入により、20%（200万円）相当を金融機関が負担することになります。

なお、保証付融資をご利用のお客様にとりましては、基本的には保証ご利用に当たってのお申込み手続き、ご融資を受けた後の返済等は、これまでどおり変わることはありません。



●責任共有制度の概要について

責任共有制度では、金融機関が負担金方式、部分保証方式のいずれかの方式を選択しており、各金融機関が選択した方式によりお客さまが融資申込された案件の保証方式が決まる仕組みとなっています。

【負担金方式】

- 保証金額＝融資金額×100%
別途、金融機関負担金（20%相応分）が発生します。

【部分保証方式】

- 保証金額＝融資金額×80%
融資金額の20%部分は金融機関のプロパー融資となります。

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等については、金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。（保証割合は80%）

●責任共有制度における保証料率

- ・ 責任共有制度の対象となる保証については、負担金または部分保証のどちらの方式を選択した金融機関であっても保証料率は同じです。
- ・ この際に適用する保証料率を『責任共有保証料率』とし、融資金額に対して〇%と表示します。

(責任共有保証料率表)

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率(%) | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有外保証料率(%) | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

自治体融資制度においては、上記料率を基準として別途定められます。

●責任共有制度の対象とならないもの

- ・小口零細企業保証制度
- ・特別小口保険に係る保証
- ・経営安定関連（セーフティネット）保証（1号～4号、6号）
- ・災害関係保険に係る保証
- ・創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- ・事業再生保険に係る保証
- ・求償権消滅保証
- ・破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ・東日本大震災復興緊急保証
- ・経営力強化保証（責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る）
- ・事業再生計画実施関連保証（責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る）
- ・危機関連保証

～小口零細企業保証制度（全国小口）のご案内【責任共有制度対象除外】～

小規模事業者の方々向けの全国統一保証制度です。なお、ご利用いただける保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証は融資額）により決まります。

| | |
|---------|--|
| ご利用頂ける方 | 常時使用する従業員数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人 ※中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める「小規模企業者」が対象です。 |
| 保証限度額 | 2,000万円 ※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円以内。 |
| 資金使途 | 事業資金 |
| 貸付形式 | 証書貸付、手形貸付、手形割引 ※極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）は除きます。 |
| 保証期間 | 10年以内 |



詳しくは、
お近くの福岡県信用保証協会窓口までお問い合わせください。